

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（岩手県）

1 期間 第4四半期（25年1月～3月）

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
きのこ・山菜類	3	品目別に随時	147	主要産地市町村及び その他市町村
畜産物	4	月1回程度	19	主要産地市町村及び その他市町村
野生鳥獣肉				
乳	1	週1回	144	冷凍・貯蔵機能を 有する施設
穀類(大豆)	1	週1回程度	未定	全市町村
海産魚種	8以上	週1回	360	本県海域
内水面魚種	3	月1回程度	54	本県内水面漁場
小計	20以上	—	724	—
市場に流通している食品				
生鮮品又は加工品	10以上	月2回	20	—
計	30以上	—	744	—

(注) 「検体採取市町村数」欄に記載の「主要産地市町村」、「その他市町村」とは、「農畜水産物等の放射性物質検査について」（平成24年7月12日付け食安0712第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に掲げる区分による。

※ 食用とされる可能性の高い野生鳥獣肉については、随時、必要に応じて検査を実施

平成 24 年 12 月 28 日
岩手県農林水産部

県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画（平成 25 年 1 月～3 月）

1 検査対象品目

「農畜水産物等の放射性物質検査について」（平成 24 年 7 月 12 日付け食安発 0712 第 1 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、以下「検査通知」という。）の別紙の 3 に掲げる品目のうち、岩手県内で生産（収穫・漁獲）される農産物、特用林産物及び水産物

2 検査対象区域

別紙 2 のとおり

3 検査の頻度

別紙 1 のとおり

4 検査対象品目・検査対象区域・検査実施時期の設定の考え方

(1) 穀類

大豆について、販売を目的に一定規模以上の作付けがある市町村(旧市町村)を対象に検査を実施。

(2) きのこと・山菜類

計画期間に収穫期を迎える品目について、主要産地市町村及びその他の市町村を対象に調査を実施。

(3) 肉・卵

豚肉について、主要産地市町村及びその他の市町村を対象として、羊肉、鶏肉、鶏卵について、主要産地市町村を対象として調査を実施。

(4) 乳

原乳について、冷却・貯蔵機能を持つ施設を対象として調査を実施。

(5) 水産物

計画期間に漁獲される海産魚種及び内水面魚種について調査を実施。

(別紙 1)

検査の頻度 (平成 25 年 1 月～3 月)

対象 品目	月 週	1 月				2 月				3 月				検体採取市町村 (予定を含む)		
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4			
農産物	穀類	大豆		○	○										全市町村	
畜産物	乳 肉・卵	原乳		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県内 12 施設	
		豚肉					○			○					花巻市、久慈市、奥州市、紫波町、金ケ崎町、野田村	
		羊肉					○								滝沢村	
		鶏肉					○			○					○	久慈市、一関市、軽米町
		鶏卵					○			○					○	盛岡市、八幡平市、岩手町
特用林産物	きのこ・山菜類	原木生しいたけ (施設、全戸検査)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ケ崎町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町	
		菌床しいたけ			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、住田町、岩泉町、田野畑村、野田村、洋野町、一戸町
		タラノメ								○						遠野市
水産物	海産魚種	秋サケ		○	○	○	○								岩手県海域	
		スルメイカ		○	○	○	○									岩手県海域
		マダラ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
		スケトウダラ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
		マコガレイ (又はマガレイ)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
		クロソイ (又はキツネメバル)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
		アイナメ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
		ミズダコ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
		その他(水揚げ状況を勘案して検査する魚種)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
	内水面魚種	イワナ					○			○					○	内水面漁場
ヤマメ					○			○					○	内水面漁場		
ウグイ					○			○					○	内水面漁場		

(別紙2)

市町村別・品目別の検体数 (平成25年1月～3月)

1 農産物・畜産物・特用林産物

品目 市町村等	穀類	乳		肉・卵				山菜	きのこ			
	大豆	原乳	豚肉	羊肉	鶏肉	鶏卵	計	タラノメ	原木生しいたけ (施設全戸検査)	菌床しいたけ	計	
盛岡市	国の 考え方 に沿っ て設 定					1	1	0	8	1	9	
宮古市									0	5	0	5
大船渡市		12							0	1	1	2
花巻市				3				3	0	1	1	2
北上市									0	0	1	1
久慈市				1		1		2	0	2	1	3
遠野市		12							3	0	1	1
一関市		12				1		1	0	7	3	10
陸前高田市									0	0	0	0
釜石市									0	1	1	2
二戸市		12							0	3	1	4
八幡平市		12					1	1	0	8	1	9
奥州市				1				1	0	3	1	4
雫石町		12							0	2	1	3
葛巻町		12							0	2	0	2
岩手町							1	1	0	3	1	4
滝沢村					1			1	0	0	0	0
紫波町				3				3	0	12	1	13
矢巾町									0	29	1	30
西和賀町		12							0	0	1	1
金ヶ崎町		12		1				1	0	5	1	6
平泉町									0	0	0	0
住田町								1	0	2	1	3
大槌町									0	2	0	2
山田町								1	0	2	0	2
岩泉町		12							0	9	3	12
田野畑村									0	0	3	3
普代村								0	0	0	0	
軽米町					1		1	0	1	0	1	
野田村			3				3	0	1	1	2	
九戸村								0	0	0	0	
洋野町	12							0	6	1	7	
一戸町	12							0	0	1	1	
合計		144	12	1	3	3	19	3	115	29	144	

(注)原乳は、コールドセンター及び乳業工場が所在する市町村に検体数を記載。

2 水産物

品目 市町村等	海産魚種										内水面魚種			
	秋サケ	スルメイカ	マダラ	スケトウダラ	マコガレイ (又はマガレイ)	クロソイ (又はキツネメバル)	アイナメ	ミズダコ	勘案して検査する魚種 その他(水揚げ状況を)	計	イワナ	ヤマメ	ウグイ	計
久慈市沖	4	4	12	4	4	4	4	4	32	72				
宮古市沖	4	4	12	8	8	8	8	8	48	108				
釜石市沖	4	4	12	4	4	4	4	4	32	72				
大船渡市沖	4	4	12	8	8	8	8	8	48	108				
気仙川水系 (住田町内)													3	3
雫石川水系 (盛岡市内)													3	3
築川水系 (盛岡市内)													3	3
稗貫川水系 (花巻市内)													3	3
猿ヶ石川水系 (花巻市内)													3	3
豊沢川水系 (花巻市内)													3	3
和賀川水系 (北上市内)													3	3
胆沢川水系 (金ヶ崎町内)													3	3
広瀬川水系 (奥州市内)													3	3
人首川水系 (奥州市内)													3	3
衣川水系 (奥州市内)												3	3	6
磐井川水系 (一関市内)											3	3	3	9
砂鉄川水系 (一関市内)											3		3	6
大川水系 (一関市内)													3	3
合計	16	16	48	24	24	24	24	24	160	360	6	6	42	54

平成 24 年 12 月 28 日

岩手県環境生活部

岩手県内において流通している食品の検査計画（平成 25 年 1 月～3 月）

1 検査対象品目

「農畜水産物等の放射性物質検査について」（平成 24 年 7 月 12 日付け食安発 0712 第 1 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、以下「検査通知」という。）の別紙の 3 に掲げる品目のうち、岩手県内において流通している食品

2 検査対象区域

県内全域

3 検査の頻度

月 2 回（合計 20 検体 ただし、3 月を除く）

4 検査対象品目・検査対象区域・検査実施時期の設定の考え方

県内で流通する食品のうち、生産者及び製造・加工者の情報が明らかなものについて食品衛生法に基づく収去により検査を実施する。なお、検査の実施にあたっては、一般的に摂取される量及び生産状況等を考慮するものとする。